

議員提出議案第16号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年11月18日

提出者	杉並区議会議員	富本卓
同		島田敏光
同		小川宗次郎
同		原田あきら
同		小泉やすお
同		井口かづ子
同		岩田いくま
同		藤本なおや
同		大熊昌巳
同		脇坂たつや
同		浅井くにお
同		今井ひろし
同		田中ゆうたろう
同		大和田伸
同		横山えみ
同		渡辺富士雄
同		大槻城一
同		川原口宏之
同		北明範
同		中村康弘
同		山本ひろこ
同		河津利恵子

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

安 齊 あきら
増 田 裕 一
山 下 かずあき
山 本 あけみ
市 来 とも子
鈴 木 信 男
くすやま 美 紀
金 子 けんたろう
富 田 た く
山 田 耕 平
齊 藤 常 男
大 泉 時 男
吉 田 あ い

杉並区議会議長 藤 本 なおや 様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 4 平成23年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の185」とあるのは、「100分の163」とする。
- 5 平成24年3月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の30、」とあるのは、「100分の25、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区議会議員の期末手当の額を改定する必要がある。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1～3 略	1～3 略
<u>4 平成23年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の185」とあるのは、「100分の163」とする。</u>	
<u>5 平成24年3月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の30、」とあるのは、「100分の25、」とする。</u>	

期末手当の改定の概要

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容															
期 末 手 当	<p>平成23年度支給月数</p> <table border="1" data-bbox="475 757 1273 976"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1. 80</td> <td>1. 55</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td><u>1. 85</u></td> <td><u>1. 63</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td><u>0. 30</u></td> <td><u>0. 25</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>3. 95</u></td> <td><u>3. 43</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 6月期については、平成23年第1回区議会臨時会で0.25月分引き下げた後の支給月数である。</p>	区 分	現 行	改 正	6月期	1. 80	1. 55	12月期	<u>1. 85</u>	<u>1. 63</u>	3月期	<u>0. 30</u>	<u>0. 25</u>	合 計	<u>3. 95</u>	<u>3. 43</u>
区 分	現 行	改 正														
6月期	1. 80	1. 55														
12月期	<u>1. 85</u>	<u>1. 63</u>														
3月期	<u>0. 30</u>	<u>0. 25</u>														
合 計	<u>3. 95</u>	<u>3. 43</u>														
施 行 期 日	公布の日から施行する。															